

# 町触と町規則にみる近世京都の借屋人問題

鎌田道隆

## 一 はじめに

借屋人が、都市の経済や都市文化のない手として、躍動的な姿をみせるのは江戸時代のことである。借屋という居住形態は、古代から現代まで、都市でも農村でもみられるところであるが、江戸時代の都市借屋人の歴史的意義は、とりわけ注目すべきことである。

井原西鶴の『日本永代蔵』（一六八八年刊）巻二の冒頭に、「世界の借家大将」というおもしろい話がある。借屋人でありながら、大金持との評判の高い店借商人の藤市が、ふとしたことから家屋敷を手に入れて家持町人となってしまい、これを一生の不覚だと悔む話である。江戸時代には、市民権を認められている家持町人は、課税されるさまざまに公費を負担しなければならなかったし、また町人として

の体面を保つつきあいのお費も少くなかった。借屋人ならば、そうした外面をかざったり社会的責任を伴ったりする経費も、家持町人の半額以下ということが多かった。さらに少々の蓄財でも、借屋人なら「金持ち」としての自負や評判を得ることができ、家持の仲間入りとなると、もっと巨額の蓄財家が多く、なかなか注目されることはない。ここに借屋大将藤市の「一生の不覚」観の背景がある。

借屋という文字は、江戸時代には「しゃくや」とともに、「かしや」と読ませる。むしろ借屋と書いて「かしや」と読ませることの方が多いいってよい。近世都市では家屋敷を所持する者が町人とよばれ、町共同体の正規の構成員というたてまえをとっていた。都市を支配する領主層も、法令などは家持町人を対象に発布するのが通例であった。借屋人に対する統制は家持町人（家主）を通じて行なわれ

た。借りる側の立場ではなく、家屋敷を貸す側の立場から何事も発想され、発動されたところに、「しゃくや」を「かしや」とよぶ世界が形成されたものと考えられる。

しかし、近世都市におけるこうした建て前としての借屋人の位置は、徐々にではあるが都市生活者としての借屋人の活動が目立ってくるのを反映して、法令や町々の掟などのなかで変化していった。借屋人問題を無視しては、別の町の運営も都市の支配も順調に進めることができなくなっていたのである。

都市の住民としては、家持町人と借屋人のほか、間借人・下宿人・部屋住みなどの奉公人や下男下女、厄介者、寄留人、旅行者、浮浪者など、多様な居住形態をもつものが考えられる。しかも、借屋層以下のこれらの都市民が、さまざまな都市文化の形成、都市生活の展開にかかわって、重要な役割をになってきたことも注目しなければならぬ。

本稿では、とくに借屋人に焦点をしばり、しかも近世都市における借屋人観の変遷について究明する。しかし、こうした視点のみでなく、借屋人の生業や都市生活の実態などについての個別事例の研究のつきかさねが必要なことはいうまでもない。

## 二 天正・文禄期の借屋規定

近世統一権力の登場によって、近世都市の形成が進捗する天正・文禄・慶長・元和・寛永期には、借屋層の所在が都市民側と権力側の双方から明瞭に意識されたかたちで文書・記録に登場してくる。町共同体の町規則成文法のもととも早い例のひとつである『京都冷泉町文書』<sup>1)</sup>所収の、天正十六年の規則にその一条が見える。これは「家うりかい定之事」という家屋敷の売買に関する町規則に付されたもので、「一、かり家之物あるにおいて<sup>き</sup>、御しゆく老衆へ案内申、御かてんニおいて<sup>き</sup>、二百文の御樽出申へき事」という文章表現となっている。

『京都冷泉町文書』には、天正期のさまざまな町内記録が収められているので、これらを丁寧に分析すれば、町内における借屋状況の一端を解明することができるであろうが、前掲の町規則は、そうした冷泉町内の借屋層の存在を前提としたものである。文禄年中の借屋の実例については、次の史料<sup>2)</sup>をかかしておく。

若佐殿借屋ニ居被申候孫六郎と申人、如何様之大事出来申候共、我等一人請人ニ罷立候上者、何時成共まかりいて、其紛を可申明者也、仍如件

文祿四年十二月廿一日

新丁へんさいてん丁  
孫右衛門尉（花押）

れいせいむろ東町かわ

惣中様  
参

平左衛門尉殿借屋ニ居被申候市右衛門尉与申人、いかやうの大事出来申候共、我等請人ニ罷立候上者、何時なり共罷出、其明可申者也、仍如件

文祿四

十二月廿二日

自休（花押）

連泉壹町東かわ

惣中まいる

この二通の借屋請状は、冷泉町東側に借屋人孫六郎・平右衛門の居住を示しており、これが借屋契約時のものか、何らかの上からの取締りまたは町内取決めによって提出されたものかは判然としないものの、借屋人の居住に保証人の存在が必要となったことを示している。また二通を比較してみると、文言にほんのわずかの違いはあるものの、書

式や文体がほとんど同一であることから、すでに家請状がかなり一般化しており、定式化しつつあることをうかがわせる。

特定の政治的意図によって、家持町人はもとより借屋層にいたるまで政令・法令の遵守を誓約させられる例は少なくない。たとえば、慶長末年の大坂夏の陣に伴う「町中起請文」の作成と「借屋衆請文」の取り集めがそれである。

冷泉町東側でも、大坂諸牢人をかくまわないこと、大坂方の預り物を所持していないこと、料足のとりやりに撰錢をしないことの三カ条について、家持衆二十八人が連署した起請文を作成した。これに合わせるように、借屋人たちについては、三カ条に違反しない旨の請状が、身元保証人連名で町中宛提出が命じられたようである。

- 一、今度大坂諸牢人かくし置申間敷事<sup>⑤</sup>
  - 一、大坂衆預り物一切無御座候事
  - 一、料足取やりニ付而、一切あり申間敷事
- 右三カ条之旨、かのとのに借屋仕候藤三郎と申人、右之旨相背候者、両人之請人として罷出相さはき、御町中同十人与へ一切かけ申間敷者也、仍為後日状如件

慶長廿年

五月廿五日

主

藤三郎（花押）

請

佐太郎（花押）

同

新藏（花押）

冷泉町東かわ中へまいる

これは、三カ条についての借屋人の請状三通を収めている『京都冷泉町文書』のうちの一通を例示したものであるが、冷泉町東側町中としては、これらの借屋人請状を集めたうえで、家持衆の起請文をふまえて、町中の代表者が連署した触請状を奉行宛に提出したのである。

ともかく、特定の御触をうけて借屋人から法令遵守の請状をとることは、冷泉町東側だけの特例ではなく、京都市中ではこの時期行政的な慣行でもあったのかもしれない。しかも借屋人の請状は、身元請人の連署を必要としたことにも注目しておきたい。

天正十六年三月の冷泉町の規則では、家主と借屋人の当事者による借屋契約のほか、冷泉町宿老衆に報告して同意を得ることを規定しているが、請人については言及されて

いない。ところが、前述のように文禄四年には一人ずつではあるが身元請人による実例が見えている。そして、慶長二十年には借屋人の保証人が二人ずつに増加しているのである。これらは冷泉町の事例であるが、他の町の事例も追ってみよう。

下本能寺前町の文禄三年の町内「定」には借屋に関する規定が四カ条見られる。その中のひとつに

一、借屋之事、家主有なからかし被申<sub>ニ</sub>付<sub>而</sub>者、不及是非候。

家主他所<sub>ニ</sub>於有之は、かりての善悪ヲ被相極

家主於同心ハ町中へ披露可被申事。其時各罷出<sub>而</sub>請

自町堅相立可置事。

という条文がある。これは下本能寺町内に居住する家持町人が家主となって借屋契約が結ばれる場合は「不及是非」とあるから、家主の判断が重んじられる。しかし、他町在住の家持町人が下本能寺町内の所持屋敷を借屋とする場合は、家主は借屋人の「善悪ヲ被相極」て人物を選んだうえで、下本能寺町中へ披露し了承を得なければならないとしたのである。家主としての借屋人への監督・監視のあり方に、自町の家持と他町居住の家持の差違を認めた規定であろう。なお、条文最後の「両請」「自町」とは下本能寺町

内より二人の借屋請人が必要との規定であり、自町居住家主・他町居住家主を問わないと読むべきであろう。それは、同年同月同日付の「定条々之事」で、「一、借屋之事、儘成請人無之は不可借事」という一条があることから確認される。

下本能寺前町では、文禄三年時点で、二人の身元たしかな保証人をたてるのが借屋認可の条件とされている。さきの冷泉町の文禄四年の場合の借屋請人は他町在住の一人の請人が署名しているだけであるので、下本能寺前町の方がきびしいように見える。

鶏鉾町の文禄五年以降の「定法度」<sup>10</sup>をみると、さらにきびしい条件である。その条文は「一、町人に家借候共、御町々案内申、儘成請人相立、其上にて借可申事。同町中ニ請人可被立事」となっている。鶏鉾町では、同じ町内の住人に家を貸す場合でも、家主と借屋人の契約締結だけではなく、鶏鉾町中に大して「案内」すなわち披露し、借屋請人も鶏鉾町では、下本能寺前町で他町居住の家主の場合に町中への披露・承認が必要としたのに対し、同じ町内居住者同士の借屋契約でも、披露・承認を義務づけているわけである。

いずれにしても、天正・文禄期の京都市中では、町規のなかに借屋に関する規定をもつ町が出現しはじめている。その規定によれば、町によって若干の差違はあるものの、家主と借屋人の当事者の契約だけでなく、町中へ披露して了承を得ることは必要不可欠であったようである。また、借屋契約において身元のたしかな借屋保証人をたてることも、しだいに明確化される方向をたどっている。これは借屋人の側の事情で何らかの問題が発生した場合、保証人すなわち借屋請人が責任をもって解決にあたること、町に対しては一切の迷惑をかけないことをたてまえとしている。このように町規則のなかに借屋に関する規定が見えはじめるのに対して、行政の側から借屋について言及した法令や示達は、この天正・文禄期にはほとんど見えない。これは、借屋人数の多寡の問題ではなく、借屋人の存在が社会問題または政治問題にまではなっていないかたと見るべきであろう。

### 三 幕初のゆるやかな借屋統制

慶長と年号が改元されても、町人や借屋に対する統制は、

天正・文祿期から大きな変更もなく、町自治の形成につれて町共同体と借屋との関係がしだいに整理されていきつつあったと考えられるが、このことを裏づける史料は見えていない。

慶長五年の関ヶ原合戦を経、同八年の江戸幕府の成立という政治状況のなかでも、都市民対策としては、十人組の結成が命じられたことが特筆されるところで、借屋人問題はほとんどあらわれていない。十人組の施行は、『当代記』の伝えるところによれば、「京伏見其外辺土ハ、盜賊令乱行之間、為政道如此<sup>①</sup>」という京都近辺の治安の悪化に対応した地域限定的な施策であった。治安の悪化の内実も、盜賊横行というもので、反幕府勢力の暗躍というようには解されていない。

十人組の制は、組中から犯罪者および悪事に加担する者を出さないように相互監視させることを目的としたものであり、本来は町を単位として課せられるべきことなのだと考えられる。しかし、町内毎に十軒を一組とする十人組を結成させて、その目的を達成させようとしたことから、京中の町々が行政単位としてはいまだ未熟・不均質であって、そのために特定の目的を貫徹する単純な組織として十人組

の制を設けたものと推測される<sup>②</sup>。十人組は、原則として家持町人を対象としたものであるが、犯罪者を町内から出さないという相互監視の趣旨からして、町内に居住する借屋人たちも、何らかのかたちで十人組制のなかに組みこまれたことは当然であつたろう。しかし、十人組結成時の借屋人関係史料も未見である。

江戸幕府成立後も、しばらくは借屋人に対する規制がゆるやかであったことは、所司代板倉勝重の布令から明らかである。板倉勝重は、慶長八年極月二十二日付で「毎月可触掟之事」と題する五カ条の法令を「上京年寄」宛に発している。そのなかの第三条に次の条文がある。

一、洛中洛外ニ借屋之事、商人諸職人百性共ニ、請人次第届借可申候、但、奉公人ハ伊賀守切手次第ニ可借候、付、家中之者可為同前事<sup>③</sup>

この条の本文は、一般都市民の借屋に関する規定で、商人・諸職人・百性等の場合にはたしかに請人をたてることと、「届」を必要とするとしている。「届」は奉行所への届出とは考えられないので、各々の町中への届出・披露をさすものと考えたい。さすれば、これまで京都市中で借屋慣行とされ、一部の町々で町規則に成文化されてきた事項を、行

政的なルールとして再確認し、公告したものと評することができる。

一方、但書以下は武士身分に対する借屋原則の公示で、これはかなり厳しい規定である。「奉公人」とは、主君に仕えて奉公をしている武士のことで、こうした武士の京都市中および近郊への居住は、所司代板倉勝重の許可書すなわち切手がなければ認められないというものである。また、前掲史料の最後の付の板倉勝重の家侍の居住も、同じように勝重の切手がなければ借屋をさせてはならないとしている。

武士の京都居住については、一般庶民の借屋とは区別して、厳しく制限されている。家屋敷の買得であるか借屋であるかを問わず、免許状のない武士の京都居住を認めていないとみるべきであろう。

所司代板倉伊賀守勝重の武士京都居住許可状の事例はいくつかある。

『上下京町々古書明細記』<sup>1)</sup>には上柳原町と福長町の二例が収められている。

当町小納言家川勝信濃殿当座借屋之儀、依理不苦候、  
以上

(慶長十一年)  
未九月廿二日 伊賀御在判

上柳原町

年寄

同町代

当町宗佐ノ所ニ水野内記殿煩為養生ノ当座借屋、炉庵  
聳之由ニ村因幡方依理ニ不苦也

慶長十九年

寅七月九日

板伊賀御在判

福長町

年寄

上柳原町と福長町の事例では「当座借屋」とあり、届出をうけて板倉勝重がその事由を認めて許可したと明示されている。この二例から見ると、それなりの訳があり、身元のたしかな武士であっても「当座借屋」であるから京都居住が許されるというように解釈できるから、本格的に家屋敷を買得して一般の町人居住地内に武士が居住権を得ることとはなかったのではないだろうか。いいかえるなら、借屋という形態でのみ、一般町人地での武士の居住は許可され

ることがあるということになる。

武士への家屋敷の売却については、すでに天正・文禄期から町規則のなかに成文化して禁止している町もある。天正十六年三月吉日付の冷泉町規則では、「一家うりかい御奉公人ミちの物ゑうり申候ハ、卅貫文過錢たるへき事、たゝしすいけう人ゑ相かゝるへき事」という一条をかかげている。文禄五年七月以降とされる鶏鉾町の町規則にも、「一武士に家売申間敷事」の一条がある。成文化された町規則にこのことを明示していない町や町規則を成文化していない町でも、武士への家屋敷売買は、ほとんど認められてはいないことであろう。武士に家屋敷を買得るさせるとは、町の構成員として武士を迎え入れるということであり、町の運営上の支障が想定されるからである。

武士の借屋居住については、慶長二十年の大坂の陣を契機として強化され、その取締りは元和年間に入ると一層きびしくなる。これは大坂牢人の吟味・取締りというかたちで進行し、借屋一般への統制拡大となっている。

#### 四 牢人問題と借屋統制

大坂の陣は、徳川氏がはじめて全国の諸大名に軍役令を発して豊臣氏を滅亡させた合戦で、この合戦の準備から戦後処理を通じて、江戸幕府は諸大名から民衆にいたるまでの統治を、一挙に前進させたといえる。とくに、西日本支配の拠点であり、大坂対策の江戸幕府前戦基地でもあった京都では、都市政策・都市民対策の面で、幕府的秩序の形成が急速に進んだといえる。都市民対策のひとつは、町共同体（町内会）や借屋に関する統制の強化となつてあらわれた。

#### 覚<sup>①</sup>

一、今度御陣中京都夜番之儀、一町之内より家主十人つゝ罷出、両方之門ニ火ヲたき、宵之六つ過候ハ、くゝりをさし、一切人の出入在間敷候。公儀御用之使をハ、いつれの所<sup>②</sup>成共落付申所<sup>③</sup>。其町より先々へ送届申事

一、火事以下出来候<sup>④</sup>、其町曲事ニ可被仰付との一札指上可申事

一、錢遣事、只今如御法度取やり可仕事

右之旨、念を入能々町中へ相ふれ、一町並借屋共ニ致連判指上申候、以上

慶長廿年五月 日

これは冷泉町の記録に書き留められた御触であるが、『三条町武内家文書』<sup>18</sup>によって補えば、発信者は板倉伊賀守勝重で黒印が捺せられており、文末の「致連判指上申候」は「致連判指上可申候」となっており、触請書の提出を命じたものであったようである。

この法令は、大坂夏の陣に際してとはいえ、各町の両門口における町人自身による夜番を命じて、夜間通行を禁止する措置をとりながら、「公儀御用」の者だけは目的地までの送届をもとめている点で、とくに注目したい。「公儀御用」すなわち徳川方の使者のみの優先通行を、夜間外出禁止令状況のなかで実現させようということは、京都全体を徳川体制化におくということである。しかも、それを幕府自身の軍事力においてではなく、京都の都市民の力によって実現しようとしている。そのために「一町並借屋共<sup>ニ</sup>致連判指上可申」と、家持町人はもとより借屋人にいたるまで連判請書の提出を要求するにいたった。

所司代板倉勝重のこうした都市民対策のなかで、借屋人に対する取り締まりは厳しさを加えていく。さきに紹介した『京都冷泉町文書』所収の慶長二十年五月二十五日付の

「かのとに借屋仕候藤三郎」はじめ、「与四右衛門殿<sup>ニ</sup>借屋仕候仁兵衛」や、「甚右衛門借屋<sup>ニ</sup>仕候源次郎」ら、冷泉町借屋人に関する身元保証人による請書が冷泉町東かわ中宛に提出されたということの背景には、行政の側が借家人統制に乗り出してきたという事情があったわけである。

大坂の陣後の大坂牢人対策、反幕府勢力の取締りの観点から、慶長八年から施行されてきた十人組制も、その機能の徹底をねらって、改変されたのではないかと考えられる。

一、十人組事、其町<sup>ニ</sup>而心<sup>ニ</sup>を存、家の内へも互<sup>ニ</sup>出入有之様成者と組申、十人有も八人五人<sup>ニ</sup>而も、以来のため<sup>ニ</sup>候間、如其可申付事

一、町代申付候とて、無理<sup>ニ</sup>押組候儀ハ無用之事

一、一町組候事成間敷<sup>与</sup>申者有之ハ、家を為売、他丁へ越可申候、老人ハ一町<sup>ニ</sup>ハ難替候事

一、宿切手<sup>ニ</sup>当座借屋と有之処、年を越候迄何共不申ハ、宿主曲事之事

一、何も触候事、町代能々此書を以、触渡可申也

(元和元年)

卯十月七日

伊賀 在判

上京町代<sup>19</sup>

これが十人組制の制度変更を伝える所司代の令達である。これまでの十人組は町内を単位に、軒並みに家持町人十人を基本として一組を結成させるものであったと考えられるが、町内において気心の知れたもの同士で十人組を結成しなおすこと、したがって十人を基本とせず、八人の組でも五人の組でもよいとしている。しかし、十人組に所属しない者を一人でも町内に居住させてはならないということも付言している。

この法令では家持町人についてしか言及していないが、おそらく町内の借家人たちについても家持町人に準じた十人組制が施行されたものと考えられる。なぜなら、家持町人でさえ十人組に所属しないものは一人も町内に置いてはならないとしているのであるから、借屋層が放置され規制を受けないということは考えられない。

なお、先の法令の第四条目の「宿切手と当座借屋と有之処」の条文は、武士の借屋人でいったん借屋の許可状を受けたものでも、「当座」とは年内くらしいの期間だという判断を示して、再度の借屋許可を申請させるか、借屋契約を終了させるかしなければ、宿主の罪になるとする。これも、大坂陣後の治安状況を勘案して、借屋統制の一層の強化を

示すものであろう。

このち、元和年間以降、行政の側から発せられる法令およびその請書雛型のなかに、一町、町中という表記と並記するかたちで借屋の文字が、しばしば登場するようになる。

元和二年二月五日付の請書雛型を示しておこう。

被仰出候御法度之事<sup>20</sup>

一、錢之取やり、此以前如被仰付候、六文之外者あり申間敷候、若御法度を相背者あり申候は、其身之事者不及申、一町借夜共<sup>二</sup>御成敗可被成候、並方々之あき人錢者あり申候ハ、其町より召つれ可罷出候、若見かくし置申候ハ、当町中之者其籠者可被仰付候、為其町中不殘借夜共<sup>二</sup>連判指上申候、仍為後日之状、如件

元和式年

二月五日

一町連判

借夜

ここでは撰錢令を守らなければ、一町および借屋とも成敗されること、錢を撰る商人を見逃さないことが町人・借屋人の町中の義務であることを申し渡し、借屋人を含む町

内全員の連判請書を奉行宛に提出させている。この時期の法令請書雛型には、こうした町中惣連判で宛名を御奉行様とするもののほか、各町の代表者五人ずつが署名して御奉行様宛に提出するもの二種類がある。惣連判の方が重き法令なのかという考えもあるが、五人ずつの代表者署名の場合でも、各町内では家持・借屋全員の連判請書をいったん町の宿老に宛てて作成させ<sup>21)</sup>、そのうえで五人の代表者による請書を作成したと考えられるので、借屋を含む町内取締りという意味では大きな違いはなかったのではないだろうか。

元和年間においては、武士の牢人取締りという政治課題を通じて、幕府による町人と借屋に対する統制が強化されていったことが、とりわけ特徴的なことであった。少し長文になるが、元和五年七月と八月の牢人取締令を取りあげてみよう。

### 覚<sup>22)</sup>

一、京中武士之奉公人、町人ニ成候共、又奉公望ニ而引籠居候共、町々を改、十ヶ年以來只今迄居住之分、懇ニ書わけ指上可申候、若老人成共かくし置、訴人於在之候ハ、其町之年寄不及申、一町共ニ可為曲

### 事

但、ふれおとし候ハ、其所之町代可為同罪者也

(元和五年)  
未七月廿七日 伊賀御在判

一、右書付之通、町中同借屋共ニ意間つゝ不殘堅相改候得共、十ヶ年以來之武士之奉公人町人ニ成引籠居候仁、又者奉公望ニ而被致居住候衆、老人も当町中ニ無御座候、若かくし置、以來訴人罷出候者、此連判之者共御せいはいひ可被成候、仍後日ため状、如件

未七月

一町連判

### 御奉行様

被仰出候御法度之事<sup>23)</sup>

一、此以前より度々被仰付候御奉行様之無御手形ニ、武士奉公人衆同牢人ニ、一夜之宿をも借申間敷候、今度牢人御改書物指上申候、以後御法度相背キ、無御手形ニ一夜成共宿を借し申候て、悪事出来歟、又訴人罷出候ハ、此一札以如何様にも御せんさく被成、宿主之儀者不及申ニ、此判形者共可被成御成敗候、為後日、町中寄合借屋共ニ不殘相改、連判仕指

上申候所、如件

元和五年

八月廿八日

一町連判

御奉行様

この二つの史料の関連を正確に把握できる情報はまたないが、武士の市中居住に関する取締令で、前者はこれまでの状況調査、後者は今後の継続的な相互檢察という点に重みがあることはわかる。とくに七月の法令は、町人として居住しているが、かつては武士であった者と、いまだ仕官の望をもちながら町内に引き籠って暮らしている者と、それぞれについて十年前にさかのぼって調査し書きあげるところを指令していて、所司代板倉伊賀守勝重の側でも、これらのもと武士・現牢人の動向を重文に把握しきれていないことを示しており、注目される。

元和年間の京都における牢人問題については、林屋辰三郎氏が「牢人の思想と行動」<sup>(2)</sup>において指摘されているが、仕官への望や反幕的感情をいなく武士が京中に充満し、放火事件などがしばしば生起している。元和年間には、二代將軍秀忠の娘和子の後水尾天皇への入内問題もあり、またキリシタン問題も発生しはじめており、政治状況はさらに

微妙であったといえる。

ともかく、さきの二つの法令請書の文面に、武士の京都居住に関して、借屋まで徹底して探索させようとする幕府側の方針を確認することはできる。これは借屋という居住形態が、牢人などの隠家として利用されやすいとの認識を、支配の側がもっていたということでもあろう。

武士の市中居住また投宿が、これほどに厳しく取締られる政治状況を反映して、都市民の側でも自主的に武士の町内居住を忌避する動きが強められてくる。天正十六年の冷泉町の町規則に、「御奉公人」や「ミちの物」へ家を売ってはならないとあることは、すでに指摘しておいた。鶏鉾町の文禄五年の「定法度」にも、「一武士に家売申間敷事」の一条がある。さらに衣棚町でも慶長十年の「法度」で「一武士、けんきょうに家をうる事、一切停止すへき事」<sup>(3)</sup>が定められている。

これらの武士への家屋敷売買禁止の自主的規制は、家屋敷買得者が町の正規の構成員となることから、武士身分の者を町の構成員としては受け入れたくないという意味表示だと考えられる。武士の居住は、町の運営にあたって、発言権や居住様式の相違などの面において、難しい問題をも

たらずとの認識があつて、事前に武士の構成員化を忌避しようとしたものであろう。

こうした町の運営という自治活動に支障をもたらさずである。ろう武士居住問題の認知に加えて、関ヶ原合戦後や大坂の陣後の牢人対策の上からの居住規制は、町規則にもあらたなる規制強化となつてあらわれている。下本能寺前町は、元和六年九月五日付で、新しく町規則の条々を追加している。その「定町中之法度」の第一条に、「一、武士之十年より内之引込候家之売買仕ましき事」をかかげている。これは、明らかに法令の規制をそのままに町規則にとりこむという動きであり、下本能寺前町ではその迅速さをみせているのである。これは、武士身分の者で、武士を捨てて町人となつた者や、再仕官の望をもちながらも当面は町民同様の暮らしがりの者であっても、いまだ十年未滿のものには、家屋敷を売らないという規定で、元和五年七月の牢人取調べ令の趣旨を直接に汲んだものである。法令に違反して町中が罰せられるという事態を回避しようとしたものといえよう。

## 五 触書のなかの借屋

元和年間に入ると、町中および借屋に至るまでといった表現で、触書のなかに借屋の文言が登場するようになることは、すでにのべた。借屋のことは家主である家持に任せ、家持町人を通じて支配させるといふ慶長年中までの方針に、かなりの変化があつたことを示している。借屋問題が家主の責任にとどまらず、町中の責任として認識されていることになろう。それは、治安・行政の上において町中の役割が一層重視されるようになったことを示すものでもある。

京都所司代が板倉勝重から、その子重宗に交替したころから、市民生活に関する規制・統制が厳しくなる。借屋についても、漠然とした責任を問うというこれまでの触書文面から、さらに一步踏みこんで、借屋のすべきこと、借屋に関する規制が、かなり具体的に統一的なかたちで明示される。元和八年八月、同十一月、寛永六年十月のいわゆる板倉重宗二十一カ条には、それがうかがえる。

元和八年八月二十日の「京都町中可令触知条々」九カ条

のうちの四条目からみよう。

一、諸証文判形之事<sup>27)</sup>

右諸証文及対決、或印判、或自判持出といへとも、他人慥此判を見しらす、尤非無不審難立証拠、自今以後京都居住之町人不及云、借屋之者たりといふとも、町中たかひに判形可見知置候事

これは、さまざまな取引における「印判」「自判」が、町民認知のものでなければならぬことを宣し、町人はもとより借屋衆についても相互に印判や書判の事前認知をしておくことを令したものである。家持町人と同じように借屋のものも印鑑登録を町内単位で行っておくことが、都市生活の保障のひとつだということである。おそらく、京都の町々で時折残存する町毎の印鑑帳のはじまりは、この法令によるのかもしれない。

同じ九か条中の七条目には「一、武士・年人不可隠置事<sup>28)</sup>」八条目には「一、はてれん門徒停止之事」が規定されている。両条の文面に借屋の文字は見えないが、ともに取締りを放置した場合「町中」が罪に問われるとあるので、牢人とばてれんの町内居住についての嚴重な取調べは、家持・借屋の差別なく行なえということである。

元和八年霜月十三日付の「京都可相触条々」七か条の中には、「借屋」「宿かし」「宿主」の文言が三か条にわたって見えている。

(第二条目)

一、火事之時、火本へ刀脇指をさし參事

如此以前御法度候間、宿主より借屋之ものに、無失念可申聞事<sup>29)</sup>

これは、同年八月二十日付の九か条中の六条目で「火事出来之事」として令されたものの再触でもあり、元和年間における牢人問題との関連をうかがわせる放火事件の多発という京都市中の状況を反映したものである。当然のことながら、家持町人の側からそれぞれの借屋人に対して、刀脇指を帯したまま火元へ集まってはならないということ、よく申し聞かせよと、改めて命じているところに、借屋支配の基本を確認していると読むべきである。

(第四条目)

一、一夜之宿たりと云共よく吟味仕かすへし、並借屋かし候共一ヶ月切<sup>30)</sup>可借、月半に俄に宿をかへ申におゐてハ、此方へ可申来、きわめの一ヶ月過、自然他町へ宿カへ候ハ、最前之宿よりさきくの町へ

## 理り可申置事<sup>39</sup>

これは、借屋契約についての奉行所側の判断と措置法をまとめて示した法令である。借屋契約は月単位とすることと判断は、数日単位の借屋契約を排除したものと考えられる。一般借屋を不審者が次から次へと住みかえていくことに対する取り締まりの意図が見える。契約満了後の宿替えに際して、宿主間で連絡を取り合うことという規定も、不審者対策につながるであろう。

こうした借屋契約が当時の借屋慣行をどれほど反映したのか、またどの程度の実効性をもったかも判断としない。ただ、下本能寺前町の明暦年間ころ制定と思われる町規則に、「一、借屋かしかりハ、其月之廿五日より来五日迄之内ニかしかり可仕事<sup>31</sup>」という条項があることは、何らかのつながりを思わせるものである。

### (五条目)

- 一、しよくをも不仕、町所をも不存、不審成もの寄合  
出入仕家於在之ハ、町中として可致穿鑿、油断仕盗人に宿かし候を、他所より申出るにおゐてハ、後日たりと云とも、宿主之義者不及申、其町中曲事ニ可申付事<sup>32</sup>

これはまさに不審者の取締りの責任を各町に課した法令である。町が責任を負わされるのは、借屋や旅籠などが不審者の宿になりやすい、またそうした事例やそのような社会状況が存在することなのであろう。

元和九年九月二十三日には、同日付で二つの牢人取締りに関する法令が板倉重宗によって出されているが、そのうちの一つは牢人追放令とよぶにふさわしい内容である。それは、払うべき牢人の種別を明示しており、牢人問題として借屋統制が進んできた経緯があるので、全文をかかげておく。ただし、この法令は、妙心寺や金戒光明寺などの記録に留められて知られているが、文面・内容から京中への周知がかなり厳しく要請されたものであることは相違ない。

### 覚<sup>33</sup>

- 一、重<sup>而</sup>奉公可仕と存牢人、可払事
- 一、出家同前ニ罷成、寺ニ居住仕、出家之不致学問牢人、可払事
- 一、從主人合力を取、京都ニ居住之牢人、可払事
- 一、京都を被出候諸牢人、家屋敷俄完儀成かたきもの  
在之<sup>き</sup> 其家町ニ預り置、何時成共、可為売事
- 一、公儀御存之牢人、無異儀可指置、但其牢人向後奉

公仕間敷候旨、並余之牢人拘置間敷之由、諸親類知音拾人組より、堅一札其町へ可取置事

一、年久商いたし、妻子を持、在付候牢人、其俣可指置、但右同前<sup>ニ</sup>一札可取置事

一、公儀御存之牢人、並年久商仕牢人にてても、此方より切手可出間、弥致穿鑿可申上事

元和九年九月廿三日 周防(黒印)

牢人の京都居住について、かなり明確な判断を示しており、注目すべき法令である。大坂城の落城から九年を経過し、なお牢人による戦乱への期待がなくなったわけではないが、牢人たちが京都を退散したり、町人生活へ同化しようとしたりする時期にあたり、所司代による牢人対策の総まとめ的な法令としての意味が強い。牢人取締りがなお重大な政治課題であったことは、同日付のもう一つの板倉周防守黒印状の「覚」に明らかである。

覚<sup>3</sup>

一、諸牢人みために宿かし候ハ、其家主共に可為闕所、其上或<sup>者</sup>公儀背御法度、或<sup>者</sup>人を殺し、対主人不儀働仕牢人抱置候ハ、当人之儀<sup>者</sup>不及云、家主共以可為成敗事

一、牢人を指置、其町之者為過料、地口六十間<sup>ニ</sup>付而、銀子壹貫目可出、並十人<sup>者</sup>町並一倍可為過料、年寄分<sup>者</sup>な<sup>ニ</sup>三増倍過怠可出事

一、牢人就隠置訴人在<sup>者</sup>之、其宿かりの罪科輕重によつて、褒美可遣事

右末霜月朔日を切て京中可相触、若此日限相違候ハ、如御法度可申付者也

元和九年九月廿三日 周防(黒印)

この「覚」では、許可を得ていない牢人を居住させた場合、家主は闕所または成敗されることを第一条で宣している。第二条では、町全体の責任としてのきわめて重い罰金ことに同じ十人組員は二倍、年寄分の者は三倍という罰金刑をうけなければならないと述べている。

元和九年九月二十三日付の二つの法令は、牢人問題がなお将来的にも継続することを示しながら、罰金刑の導入や一部町人化牢人の居住認可の提示など、牢人問題の収束への指針も示しているといえよう。寛永年間以降になると、継続する牢人対策とキリシタン対策が並行するかたちとなり、さらに時事的問題や、日常の治安警察的な観点から、家持層・借屋層への法的規制が一般化する。そうした若干

の例をあげておく。

### 京町中可触渡寛<sup>35</sup>

一、はてれん門徒、先年より御法度之旨ニ候、自然町中ニ於在之ハ、可申上候、ほうびを被遣、若隱置、他所より於申出ハ、宿主之儀ハ不及申、両隣之者可為同罪事

一、牢人京都居住之儀、最前就御法度、町より指出を以、町人ニ罷成候牢人之外、宿を借置ニ付而ハ、可為曲事、若訴人於在之ハ、ほうひ可遣、惣別儘ニ請人無之ものニ宿を於借置ハ、如御法度可申付事

一、京中すゑくの町、何れの所にも、鉄炮をはなつ事、堅令停止畢、自然盜賊入候共、不可放鉄炮事  
寛永四卯年九月十九日 周防守御在判

右御書付之通、町中借屋迄不残相改申候へ共、当町中ニ一切無御座候、若かくしをき、訴人罷出候ハ、町中曲事ニ可被仰付候、為其、年寄行事判形仕指上申候、仍後日之状、如件

卯九月十九日

年寄

行事

五人ツ、

判

### 御奉行様

第一条がキリシタン、第二条が牢人についてで、両条ともほぼ同じ文言から構成されている。キリシタンとしての居住は認められないから、第一条に請人云々の語がないのは当然であるが、扱いとしては両条同じである。「右御書付之通」以下は、この触状に付された請書の雛型文で、そのなかに「町中借屋迄不残相改申候へ共」とあるのを注目しておきたい。これは、当然「町中借屋迄」取り調べよという奉行所側の意図を明示している訳であるが、町の側にしてみれば、触請状の雛型の文言として、「町中借屋迄不残」と書くこと、書かなければならない書式として理解される。こうして、法令本文のなかに、また触請状の文言のなかに、「町中借屋迄」とか「家持借屋共に」のような記載が一般化する。

時事的な法令のなかで借屋が登場するのは、その内容による。たとえば、寛永十一年三代將軍徳川家光の上洛にとまなう宿割に関係して、同年四月二十二日に板倉周防守の黒印による「覚」が出されている。これは將軍上洛に供奉する人々の京内京外の宿割は、宿割御奉行衆の決定どおりとすることを令したものであるが、「宿割御奉行衆家御渡

し被申候外、其家主として、たとひ御供之衆たりと云ふ共、宿かし申におゐてハ、其家闕所可仕候間、急渡可申渡者也」と、私的な借屋の禁止を付言している。おそらく膨大な供奉人数の上洛で、宿所の確保は深刻な問題であったのであるが、こうした臨時的な出来事の場合でさえ、私的な宿・借屋の提供を禁じ、違反者は闕所に処すとしている。

また、寛永十九年の大飢饉による影響は京都市中にもおよんでいたようで、寛永二十年二月に餓死者等に対する取調べ令の触請書が記されている。

今度被仰出候条々、忝奉存候、当町家持借屋不残申聞

□吟味仕候共、餓死及申、乞食ニ出申者、今日まで無

御座候、重而出来候ハ、可申上候

寛永式拾年

二月二日

年寄

喜多

同

九左衛門

同

三右衛門

同

佐右衛門

御奉行様

これは『西村彦兵衛家文書』であるから、中之町の事例

と考えられる。餓死するほど、また乞食に出るほどの窮乏人ということになれば、都市下層民の借屋人などを主たる対象とした調査であったことであろう。したがって「家持借屋不残」とするのは当然ということになるが、こうした触請書の場合、借屋人をまったく抱えていない町であったとしても、雛型文どおり、「家持借屋不残」などと書くものであったことも考えられる。

こうしたことのほか、火事・火の本用心など、家持・借屋の区別なく、都市民として心がけるべき事項などの通達では、町中並びに借屋、家持借屋のこらずというかたちで、借屋までの触の徹底と、触の遵守を誓う請書にも借屋衆の署判が要請されることは、いうまでもない。

京都市中の支配が所司代から新設の京都町奉行へ替わって以降も、基本的な借屋統制の方向はかわることはなかった。しかし、寛文年間や享保年間に、京都町奉行による町自治への介入が強化された時代には、借屋の問題にも町政指導というかたちをとりながら、具体的なかたちで、介入をおこなっている。

寛文十年、京都町奉行雨宮对馬守正種・宮崎若狭守重成の両名は、連名による町政改革を命じる「覚」と「追加」

の二つの触を發した。四月二日付の「覚」<sup>②</sup>は、家屋敷の買得者が町へ出す十分の一銀を以後は二十分の一へ下げることに、その他の町振舞および町振舞代銀・礼銀も減額または廃止することなどを指示している。その理由は「彼是町中へ出銀多、諸人令難儀族有之由」というもので、儉約の趣旨から町政の改善を指導するというかたちをとったものであった。この一連の施策のひとつに、借屋に関する次の一条もあった。

一、借屋仕候輩、棚かり越候時、其町中振舞之儀又者宿酒と名つけ酒をもち候由、是又向後可為無用事<sup>③</sup>

もちろん、こうした規制は、事前に町自治の有様を具体的に調査して、京都市中全域における町政慣行を把握したうえでのことである。借屋人が町入りする時は、家屋敷の買得者が町入りするのに準じて、簡略ではあるが、町民としての披露や挨拶・謝礼がなされるのが通例であった。奉行所の判断では、そうした借屋契約に伴う出費のうち、町中振舞と宿酒を廃止せよとなっている。町中振舞の内容には町毎に相違するところもあり、具体的に何と何を廃止するのかは明示されていないが、全体に過度なふるまいごとを廃止して、出費をおさえさせよということであろう。庶

民が難儀することであるからという建て前を取った措置であるが、町自治における町政経費の出銀規制は、町自治への干渉であるというまでもない。

享保改革がほぼ始まろうとする享保七年、京都町奉行所は借屋賃に関する「口触」を二回出している。

口触<sup>④</sup>

近比町々借屋賃上ケ候由相聞<sup>⑤</sup>候間、借屋賃上ケ候儀無用可仕候、此旨洛中洛外へ可相触知者也

寅二月九日

口触<sup>④</sup>

町々借屋之儀、先達<sup>⑥</sup>相触候得共、今以引下ケさるよし相聞候、前々之通り之宿賃<sup>⑦</sup>而借可申候、以来不用者於有之者、遂吟味可申付候

右之段、洛中洛外へ可相触者也

寅三月十二日

二つの法令とも口触というきわめて簡略な形式をとっており、内容もただ家賃の値上げを禁止するというだけである。なぜ借屋賃の一斉値上げのような状況になったのか、どれほどの値上りだということのかも未詳である。いわゆる物

価抑制策といった意味であるなら、なぜ借屋賃のみが単独に触れられなければならないかが理解しがたい。三月十二日付のものによると、二月の値上げ禁止令は効果がなかったということであるのに、三月令でも現行借屋賃維持を要請しているにすぎない。再令するだけでもかなりの効果があるものなのかどうかかわからないが、奉行所の方が借屋賃に関心をもっており、借屋値段に干渉してきたことは注目しておくべきであろう。家主対借屋人の当事者間で定められてきた借屋賃が、それぞれの家主や借屋人の個別的事情ではなく、世間一般に値上りするという新しい状況が発生してきたらしいこと、当事者や町共同体などの個別事情を超えて、奉行所の側が借屋賃問題をとりあげていることは、借屋人問題の新しい展開を予見させる。

## 六 借屋の手続と負担

奉行所の側からは、借屋衆に対し、家持家主による監督と町を単位とする支配を原則としながら、しだいに都市借屋層としての認識をすすめていく傾向がみえる。しかし、町の側ではそれぞれの町の個性によって、借屋の受入れに、

かなりの規制を加えていることが多く、奉行所からの町触などが、町々によって、かならずしも均質な意味をもちえたのではないことは、いうまでもない。町々では、どのような借屋手続を決定していたのか、借屋人の負担や義務はどうなっていたのか、個別町の事例を見ていきたいが、その前に借屋受入れに関する規制から、考察しておく。

武士の牢人やキリシタンの拒否は、支配の側での強い政治的規制があり、町規則のなかに銘記した町が多いことも、すでに述べた。しかし、こうした政治的な規制以外に、借屋人の職業規制をしている町も少なくない。この職業規制は、借屋人対象というよりは、本来家屋敷の買得者の職業について規定したものを借屋人にも適用した事例が多い。たとえば、清和院町の町規則の正保四年追加分は次のようである。

### 又相定申事<sup>②</sup>

一、酒屋、茶染屋、こんや、餅屋、こうしや、ねりはり物屋、又ハ食物之類、其外何<sup>ニ</sup>も見苦キ職商売仕仁、家買せ申間敷事、又ハ借屋<sup>ニ</sup>も置申間敷候、

巳上  
正保四歳

亥ノ霜月廿一日

また二条西洞院町の享保十二年一月の「町中式目」の第七条目も例示しておこう。

一、家屋鋪売買不仕候人之事<sup>③</sup>

公家衆奉公人、御公儀役人、雑色、武士之引籠、同牢人、筋目悪敷人、鍛冶屋、薬罐屋、指物屋、湯屋、風呂屋、米屋、取売、座頭、替女、後家、あい染屋、柴屋、雪踏屋

右之人<sup>④</sup>家屋鋪売買仕間敷候、勿論借屋借シ候儀も無用<sup>⑤</sup>候事

このほか、三条衣棚町の正徳四年「町之式目」、文化二年「町中掟書」では、「一、家買來候仁に不限、借屋以下迄定置所之人品停止之事」として、米屋、問屋、出家、檢校、油屋、唐薄屋、鞆立職人、風呂屋、氏性悪人、練物屋、酒屋、手代人但家買來、ルル人也、紅屋、武士、菓子屋などをあげている。

ここに家屋敷買得者また借屋人として不適格なものとして挙げられているものは、かならずしも職業の種別のみではなく、身分や人品、世帯状況等までも含んでいる。「見苦キ職商売仕仁」、「筋目悪敷人」、「後家」、「氏性悪人」などはそうした例であるが、法によって町居住が禁止されて

いるもののほか、町の構成員・仲間として受け入れたくないものをあげているのである。

家屋敷買得者は、家持町人として正規の町構成員となるわけであるから、受け入れる町の側では、先住者の既得権保護はもとより、新来者によって町内生活の環境や品位の保持が乱されないか、のちに町運営上の支障をきたさないかについて、細心の注意と最大の関心がよせられるのは、当然であろう。借屋人は家屋敷買得者ほどではないにしても、家持町人に準じる町の構成員となること、借屋であっても町内での営業活動に従事することがあたりまえであったから、家屋敷買得者同様に、その職業や人品、世帯状況等が、町の状況に応じて規制をうけたのである。

借屋人を家屋敷買得者に準じて取り扱うということが一般的であるが、視点をかえると、借屋人こそ厳しく規制する必要がある、家屋敷買得者をこれに準ずる扱いとすることもありえるのであろう。柳八幡町の享保元年の「諸事町中式目之定」では次のようなかたちをとっている。

借屋借シ申間敷事<sup>⑥</sup>

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 一、藍染屋 | 一、湯屋  | 一、風呂屋 |
| 一、薬罐屋 | 一、鍛冶屋 | 一、木地屋 |



通りに面した部分のみを借屋とすることを禁じている。衣棚町では正徳四年の「町之式目」でも、まったく同じ規定をかかっている。「おもてばかりを」の意味は理解しにくい、当町では借屋一般を禁止しているわけではないので、表を借屋として、家主が裏に住むといった町家経営を禁止しているのであろう。

これに対して、清和院町では、「表を借屋ニたて、奥住居はくるしからず候」と、衣棚町とはまったく背反する規則を、寛文十三年六月に定めている。ただし、この清和院町の決定は、同年五月八日の関白鷹司房輔第よりの出火により、禁裏以下百余町五千余戸を焼失した大火後の、緊急の町規則改定という特別な事情が背景となっている。

表借屋、裏借屋を区別して認めたり認めなかったりするのは、まったく個別町の事情や価値観によるのであろうが、裏借屋はより貧しい借屋人であることが多いから、表借屋は認めても、裏借屋は禁止する町もあった。饅頭屋町では享保四年四月の「定」で「一、裏借屋、古来より無用之事」の一条をあげて、明瞭にこれを禁じている。しかし、これも一般的には、表借屋・裏借屋ともに認めている例が多く、借屋賃や借屋契約時の町への出銀額に差違を設けることが

普通であった。

借屋契約に先立ち、各町ごとに定めた規定によって借屋対象があらかじめ制限されるから、借屋手続が開始されるということは、とりあえず前述の規制を、何らかのかたちで越えた人々というように理解したい。具体的な借屋手続の要点についても、各町単位に町規則のなかに規定している事例が多いが、蛸薬師町の享保八年十月の「享保八年卯十月御公儀様より被仰付候御条目ニ因テ古来より之町内法式相改候条々」にとりわけくわしく記されているので、まずこれを掲出しよう。

#### 一、借屋之事

町江不申聞前ニ、其家主能々聞合、慥なる者と聞届候而、町江可頼事也、其後町中相談之上相極、請状案紙相渡候、請状取候時ハ、日行事之手代家主並用人相添、判本見届させ候、請人方ニ酒出候事、必無用ニ候

借屋より町へ之出銀、表借屋よりは式匁、裏借屋ハ老匁也、用人江ハ遣し不申候、其外年寄五人組並借宅之近所相借屋江も、饋り物並振廻等も無用之事ニ候、則此度被仰付候趣也、此儀急度可相守事ニ候

用人方<sup>ニ</sup>、借屋中より年中<sup>ニ</sup>兩度祝儀遣し候得共、是も向後堅無用<sup>ニ</sup>候、家主より借屋<sup>江</sup>申渡可有之事

附、借屋<sup>ニ</sup>付物入之事出来候得は、其家主より相さはき被申候筈<sup>ニ</sup>候間、常々家主より無油断吟味可有之事に候

借屋にあたっての出銀や祝儀については後述する。手続きのはじめは、借屋主が該当する借屋人のことについて、諸状況を周辺の人々にもよく尋ね、たしかな身元であることを調査することである。つぎに、借屋契約を結んでいかどうかの判定を町へ依頼する。町内ではよく相談をとげたくうえで、借屋契約の締結の許可をあたえることとなる。

借屋人の選定にあたって、家主本人が調査するのではなく、肝煎人または口入れ人を置くべきことを規定している町もある。西上之町の宝永二年三月の「町式定」では、「一、借屋之事、町内<sup>ニ</sup>肝煎取申度事<sup>ニ</sup>候、借主之様子相尋借申度事<sup>ニ</sup>候、肝煎無之方ハ、年寄五人組寄合、能吟味仕借可申候<sup>⑤</sup>（後略）」と、肝煎役を町内から出すことが望ましく、借屋人の選定がその役目であるとしている。二条西洞院町の享保十一年一月の「定」では口入れの役割・資格を記している。

一、借屋貸候義は、借り主口入等聞届ケ、其旨ヲ書付、

町中<sup>ニ</sup>指合なく候歟、構有之候ハ、無用<sup>ニ</sup>致、別条

なく候は、相究メ可申候、自今ハ口入之義、家持之

外無用<sup>ニ</sup>候、口入宅替申義も可有之候事<sup>⑤</sup>

ここでは、口入れ人が借屋事務を取り扱うという。まず、借屋を希望する貸し主があれば、町内の人々に借屋希望の宿主がいることを告知して、差し障りがないかどうかを聞く。町内の人々の同意があれば、借屋契約の交渉に入つてよいという規定である。この借屋口入れ人を、今後は家持に限るとしているが、口入れ人の資格が町内家持に限定されているかどうかは不明である。ただし、口入れ人が借屋契約の過程でなお一定の役割をになうことは確実なようで、前掲の条文の次の条に「向後、借屋請状<sup>ニ</sup>口入判見等名前差加可申候<sup>⑤</sup>」と定めている。また口入れ人についての規定に新規決定のことなどが見えるので、二条西洞院町での借屋口入れ人の設定も、それほど古くさかのぼることではないのかも知れない。

いずれにしても、借屋契約の成立には、貸主と借主の双方の合意だけではなく、町年寄または町中の承諾が必要であったことは、天正・文禄期以降変じていない。借屋手続

きにあって身元のたしかな請人が必要との規定は、いずれの町の規則にも見え、法令で請人を置くことを必須としている。しかし、次第に借屋手続は整備され複雑化して行く。

明暦二年七月の西竹屋町の「町中定置処之条々」には

一、武士之御奉公人衆、宿借シ申候ハ、御公儀様御切手なくては借申間敷候、若親類之内慥か成人か能ク様子存たる御方ならハ、組中理り相談之上<sup>ニ</sup>而ハ、慥成請人口入之加判にて借シ可申候、御町衆合点なく<sup>テ</sup>ハ、借シ申間敷候事<sup>也</sup>

と、請人だけではなく、口入れ人の加判も必要であるとしている。明暦二年にすでに口入れ人加判の制度を定めている西竹屋町の例、享保十一年に口入れ人加判を定めた二条西洞院町の例をみたが、この間に七十年以上のひらきがある。このように、民間における借屋手続では、個別町事情に応じて時間的な差違が大きいが、しだいにこれは整理され、共通の様式へと展開していくのであろう。

寛永十九年九月の四条菊屋町の「四条菊屋町内證式目之覚」には、早くも寺請状、送り状を借屋契約において求める規定がおさめられている。

#### 借屋借シ申し候次第<sup>也</sup>

一、借屋来り候時<sup>ニ</sup>、請状・寺請並送り状取候て、其借屋ノ仁、家へ御入可有事、何も慥成請人可被相定者也、能々判本ヲ吟味仕取可申事

寺請制度すなわち壇家制度の開始が、寛永十五年ころとされるから、四条菊屋町の借屋手続に寺請状と送り状を取るといふ規定は、町側での早い対応の例といえる。壇家制度の開始は、江戸幕府によるキリシタン取締りによるものであるが、寺請証文は身元保証や戸籍の役割をにないはじめてくる。人々の住所の移動に際して、寺請状や送り状は必要とされる書類として一般化する。借屋の場合も同じである。

足袋屋町の慶安二年九月や寛文五年九月の借屋に関する町規則では、「借屋請状年寄へ理り、其当り行事に吟味仕可取事<sup>也</sup>」と借屋請状しか明示されていないが、元禄十年二月の「式目」には、「一、借屋請状年寄へ断り、其借り主之前々之居所町請人所並寺請等、家主ヨリ吟味仕、以書付断可申事、其時之当行事吟味仕取可申事<sup>也</sup>」と、寺請状が必要であることが付加されている。宝永二年の西上之町の「町式定」の「一、借屋之事」の条の付記にも「付、顔見

せ昼仕、夜致申間敷候、時行事寺請迄取可申候、何方より參申由、送り状を取、又宿替致候ハ、其行所を聞届置可申候<sup>60</sup>と、寺請状と送り状をとって、身元の確認とくに前居住地の確認をするべきことを規定している。

これらの借屋契約に関する書類は、本人が引っ越しをする前に確認することが建て前であったようで、南新在家町の享保十九年九月の「町内定式目」にも、「一借屋貸申候ハ、諸道具持不來以前に、寺請町請状取置可申事<sup>61</sup>と定めている。そして同町規則では続けて次の条に「一、同家ニ移住宅候ハ、早速寄会場<sup>62</sup>罷出、顔見せ仕、並請状出銀持參可致候事<sup>63</sup>と、借屋人の町入りについての規定をあげている。

借屋人の町入りについては、天正十六年の冷泉町の町規則の「二百文の御樽<sup>64</sup>」や文祿三年の二本能寺前町の「定の「借屋之人見しられ酒の代として五升つ、<sup>65</sup>」に見られるように、町の人々への顔見せ、披露代をほとんどの町で、早くからかかっている。見知られとか顔見せは、町共同体の構成員として必要不可欠であり、その費用を借屋人本人から徴収するのが原則であった。

「見しられ」「かほみせ」「樽代」「ふるまいせん」「町か

ね」など、いろいろな名目をもつが、借屋人が宿主との間で約束する宿屋賃とは別に、町中に対して支払う借屋出銀には、表借屋と裏借屋との間で、その額に差違があるのが一般的であった。鶏鉾町の文祿五年七月の規定では、一軒借の場合二〇〇文、宿主の家内なら一〇〇文というが、同町の慶安元年八月の規定では、おもや四匁、うらや・かたやは二匁で、役人へも一匁となっている。足袋町では、慶安二年九月の「式目之覚<sup>66</sup>」で表借屋出銀五匁でほかに二匁裏借屋出銀は二匁五分で年寄銀が五分と規定されている。

裏借屋の出銀は表借屋のほぼ半分といのが一般であるが、寛永十九年九月の四条菊屋町の町規則では、

#### 借屋町儀之事<sup>67</sup>

一、面屋ハ、町へ之出シ銀四匁三分被出、其外ハ

酒<sup>68</sup>も町中へも申間敷事

一、うら借屋ハ、出銀三匁、右同断

とあり、かならずしも裏借屋出銀が表借屋の半額というように決まっていたわけではない。しかし、借屋契約成立にともなう、町への出銀は、どの町でも額に差はあれ、町入りの顔見せ代として不可欠であったと理解したいのであるが、清和院町の寛永十六年の規則では、町入り銀さえ不

要と読めるかのような規定となっている。

### 借屋之事<sup>⑧</sup>

一、請人ニ家持寺請取可申事

一、町へ之礼銭、酒も盛申しき事、但其組両隣へ案

#### 内可申事

「町へ之礼銭」とは、町入り銀まで含んでいるのか、町年寄や用人への礼銭そのものであるのか、ここでは明示されてはいない。ほかに町入り銀についての規定がないので、いわゆる町入り銀を含めたすべての借屋出銀のことを「町へ之礼銭」としているのではないかとも考えられる。清和院町では、家屋敷売買時の出銀規定は他町同様に明示しているが、全体に町運営費の節約方針というか、町儀の簡素化の方向がうかがえる。借屋契約時の礼銭は不要で酒盛もせず、家の組のうち両隣にだけは挨拶をするというのも、そうした清和院町の簡素化方針の具体化とみるべきであろう。

寛文十年四月、京都町奉行連名によって、京都市中における町中への出銀慣行について、これを大きく変更させる統一的な町触が発せられたことは、よく知られている。この町触によって、家屋敷売買時の出銀である十分の一銀が

二十分の一銀に半減され、またさまざまな町振舞銀などが禁止または制限された。この町触のなかに「一、借屋仕候輩、棚かり越候時、其町中振舞之儀、又者宿酒と名つけ酒をもり候由、是又向後可為無用事<sup>⑨</sup>」という一条があり、借屋手続における出費も規制をうけた。この町触の直後の規定ではないが、宝永二年三月の西上之町の「町式定」では、

一、借屋の町かね 三匁ハ用人銀也

もちくはりなし、宿酒なし<sup>⑩</sup>

として、借屋手続時の町儀を簡素化し、実際に契約にとまなう雑事をとりしきる町用人への實際の手当てとしての礼銭のみを定めている。

借屋替りのときの町銀については、享保八年十月の町触で、家屋敷売買時の出銀などとともに、再び厳しい規制があり、次のように布達された。

一、借屋替来候者町銀之事、表借屋ニ候ハ、銀二匁、

裏借屋ニ候ハ、銀一匁可出之、年寄五人組相借屋之

者を振廻候儀ハ勿論、酒肴其外何<sup>⑪</sup>ニ而も、借屋替ニ付

借饋り物者、堅令停止候事<sup>⑫</sup>

この町触によって、町銀は表借屋二匁、裏借屋一匁と統一的に出銀が規制され、その他の礼銀等も一切禁止されて

しまった。こうした規制は、借屋についてのみの規制だったのでみなく、町自治への干渉・統制という幕府権力の統治姿勢のなかに組みこまれたものであったが、町への規制というかたちで、借屋出銀も統制されたことは、注目しておかなければならない。

それでは、次に町入りした借屋人の義務または責任といったことについて、町規則を中心にみておこう。

借屋衆も町の構成員であるから、法令はもちろん町の慣習に従い、町の規則を守らなければならないことはいうまでもない。借屋衆に対して家持町人と同様の義務が課せられることといえば、火災時における出勤であり、町中総員で消火、防火にあたることである。冷泉町の元和六年三月の「定条々」に、「一、借屋衆之御出なく候ハ、くわせんとして銀子拾枚御出し可有事」とあるが、これは火事に対する冷泉町の取り組みを決めた町規則であり、火災発生時の借屋衆の出勤は当然なことであるとしたうえで、不勤の罰金についてとくに条文化したものであろう。ちなみに家持町人の不勤料は銀子三十枚となっている。

火災時の借屋衆の出勤を町規則に条文化している例は少ないが、西竹屋町の明暦二年七月の「町中定置処之条々」

の「火之用心、借屋以下迄堅可申付候」や、足袋屋町の明和六年五月の「町中相改式目序」の「一、若町中火事出来之時、町中亭主たる身ハ、家持借屋之衆中共ニ、火元へ水持参仕、随分消し可申事」などがある。これは都市民としての義務でもあったのであろう。寛文九年の塩屋町の「火事出来之時定之事」の申し合わせでは、「一、借屋衆之儀、町衆同前ニいそぎ罷出、もみけし候様ニ急度申付可申候、内ニ有会出不申ニおゐてハ、其家ヲ早々追出し可申事」と追録し、不勤者に対する借屋契約解消という厳しい措置を定めている。

日常的なことで、毎月二日の朝食前の会所での寄り合いに町衆・借屋ともに出席することや、泊りがけで他所へ旅行するときの日数を町衆・借屋ともに限定するなどの中立売町のような規則を定めている例もあるが、ここでは割愛する。

借屋の又貸しについても、当然認められないことだと考えられるが、下本能寺前町の文禄三年七月の「定」に、早くもこれに関する規定がある。

一、借屋之人、不寄知音親類、又借シ於被申は、見付

聞付次第、家主へ相談と、け出可申事

付、一夜とまりの儀不及申、堅停止可仕事<sup>77</sup>

同じような規定が、清和院町の万治二年五月の「町中定之事」にも見えている。

一、借屋之又借仕ましき事、但親兄弟其外したしき仁  
ならば、年寄両隣へ断置申へく事、若一ヶ月式ヶ月  
にても居申候ハ、請人を立可申候、其人帰候ハ、  
其通又町中へ断可申事<sup>78</sup>

清和院町の方が下本能寺前町より、かなりゆるやかな制限であるが、親類知音といえども、借屋宅での宿泊を禁止するたてまえの町が多い。こうした規則がたてられるということは、借屋の又貸しに近い状況が少なくないということであろう。清和院町では、そうした実体を踏えたうえで、たてまえだけではない現実対応の規定としたのではないだろうか。

## 七 借屋請人問題の転回

借屋契約において、借屋人の身元保証をする請人がもつとも重要であることは、すでにくりかえし述べてきた。請人の重要性は、借屋契約時だけのことでなく、事ある毎

に借屋人に関して政治的経済的道義的のあらゆる面において責任を問われることが請人の責務であった。従って請人の動静確認は、借屋契約の維持のため必要で、中立売三丁町の明暦二年三月の「定」では、「一、借屋請人之事、兩人宛吟味之上にて、慥成者可御取候、判形八十人組行事家主より見せ<sup>79</sup>可被遣事、請人無事<sup>80</sup>居候事ハ、毎月家主より改メ可申事」と、借屋請人の無事確認は家主が毎月励行しなければならぬと定めている。

中立売三丁町の規定とは年紀も九十年以上も遅れて相当に違うが、六角町の寛延四年一月の「定」では、「一、借屋請状、三年<sup>81</sup>一度ツ、家主より、請人居所吟味可致候、請人居所宅替致候ハ、何時<sup>82</sup>不奇、年寄迄届可申事<sup>83</sup>」と、三年毎の確認を定めている。

事が起ればその都度、何事もなくとも請人の動静は家主あるいは町として把握しておかなければならなかったからであろうか、借屋請人の居住地域を限定している町もある。借屋請人の居住地域規定の早い例は、四条菊屋町の寛永十九年九月の「町内證式目之寛」である。

借屋請状取様之事<sup>84</sup>

一、上は 二条通迄

一、下は 五条橋通迄

一、東は 寺町通迄

一、西は 堀川迄

右之通、何も御かてん被成候ハ、宿御借り可有候、

此判本吟味ニは、家主役人ヲ被召連、能々御吟味可有

候

下京の町である四条菊屋町の借屋請人は、二条から五条の間、寺町から堀川までの間という下京中心部に地域限定されているのだが、これは「判本吟味」に家主と役人が請人を確認するため現地に赴くということと関係しているのであろう。同じく下京の綾小路通足袋屋町の慶安二年九月の「式目之覚」でも、借屋請人について、「上ハ二条ヨリ下」「下ハ五条ヨリ上」「東ハ河ヨリ西」「西ハ堀川ヨリ東」というように、ほぼ同じような地域限定を定めている。

しかし、同じ下京に属する三条衣棚町では正徳四年の「町之式目」で、「一、請人所ハ、中立売、下ハ五条、東ハ寺町、西ハ堀川限也」と、北限が上京の地域に及んでいるかたちとなっている。

おそらく、こうしたことは、各町の京都市中における所在地や生業に伴う活動範囲など、いくつかの条件を考慮し

て設定したものであろう。もちろん、借屋請人の居住区域指定について、町規則ではまったく条文化していない町も多い。

このように、借屋請人について地域指定をするなど、借屋を貸す側の家主と町側からは規制を設けて、信頼できる請人の確保をめざしているが、借りる側の借屋人にしてみると、身元保証を引きうけてくれる請人として、親類や知人の家持町人をいつでも確保できるというものでもない。おそらく、他人に礼金を支払ってでも請人となってもらわなければならないことも、少なくなかったであろう。

享保十七年十一月の、町奉行所からの京都市中への諮問の家請人制度導入に関する一件は、家請人問題の現状をのぞかせてくれる。

覚

此度、洛中洛外町々借屋請之儀、方角を分十六ヶ所、請人式人宛差置、其町々取来候証文之通請判致シ、家主家人用之節、早速宅替為致、家主並借屋人共指支無之様可致候、為請判料

表借屋老軒より老ヶ年銀壹匁五分宛

但、老ヶ年之内五ヶ度三分宛取集可申候由

裏借屋老軒より壹ヶ年銀七分五厘宛

但、右同断老分五リン宛取集可申候由

右之外、掛り物少も無之、双方差支無之様ニ可致候、只今迄借屋人銘々より相頼候請人江相応之附届、余程之物入も有之由、相聞候、左候得者人用減少致シ、面々勝手ニも可罷成候哉、若差支之品存寄之物有之ニおゐてハ、無遠慮其趣書付、可差出事

子十一月

右之通被仰出候間、町々裏借屋等迄具ニ為申聞、若不勝手之筋も有之、指支候品有之候ハ、如何様之儀ニ差支候趣、委細書付、来ル十五日迄之内、私宅江可被指越候、尤何之指支も無之候ハ、猶又差障り無之段、一町切ニ不残書付、可被指出候事

附、右御書付之趣ニ付、町々ニ而かさ高ニ無之様ニ可仕旨申渡候、以上

子十一月六日

梅村四郎兵衛

後段「右之通」以下で示されているように、これは法令ではない「書付」であり、町代の持ち場毎に各町からの意見・回答を集めるものであった。なお、家請人制度の出願をした者が、どのような人々であったか、また十六ヶ所

区分けがどのような地域分けとなっていたかもこれだけの文面では不明であるが、家請人出願の願書には、家請人の方から、「家請人仕方覚書」というものが添付されていたようである。少しながくなるが、請人問題を知る史料であるので、掲出する。

家請人仕方覚書

一、此度、洛中洛外町々借屋請之儀、表借屋より壹ヶ年ニ老刃五分宛、裏借屋より壹ヶ年ニ七分五リン宛、但三分、老分五リン宛年中五ヶ度ニ請取、其外いか様之出入失却有之候<sup>而</sup>も、入用掛り物杯ヲ申立、家持衆並借屋人江割掛申間敷候、尤後々迄、右御定之外少<sup>ニ</sup>而も相集候ハ、御公儀様御咎可有御座候、且又家主衆中並借屋人双方為ニ相働候事御座候とて、酒肴青物等礼義、堅請不申候事

一、武家方堂方御家来衆中ハ、是迄之通御相対次第ニ可被成候事

一、洛中洛外ニ方角分チ、十六ヶ所請判人式人宛相定置可申候間、家持衆貸被置候家人用之儀御座候歟、又ハ借屋人之所存、御町中並御家主御氣ニ不入事御座候<sup>而</sup>、家明させ度思召候ハ、早速右向寄之請人

方へ御申聞可被成候、外ニ借屋聞立、早々家明させ可申候、若急ニ御座候ハ、借屋人妻子諸道具共、先請人方へ引取、家明させ相談可申候、尤明家拵置候而、何ヶ所ニ而も差支無之様ニ可仕候、勿論御家主借屋人勝手づくの家替ハ、是迄之通相對次第ニ可被成候事

一、宿料貸之儀ハ、売掛預ケ銀杯と違ひ、催促被成候内ニも又々相重り、家主衆中御難儀之筋ニ御座候、縦五ヶ月三ヶ月相滞候而も、借屋人之仕方悪敷候ハ、家明させ候様ニ御申可被成候、可有御座候、若不埒之儀被申候借屋人御座候ハ、早速御申聞可被成候品能相済候様ニ引請埒明ケ可申候、宿料さへ相済候ハ、家替ニも不及、双方勝手宣候様ニ可被成候、ケ様之世話無之とて、御家主ハ不及申、借屋人よりも言葉之御礼ニも不及候、且又町々宿料直段上ヶ下ヶ之儀ハ、御相對次第ニ可被成候、家請人方ニ少も相構申儀無御座候

一、何事ニよらず借屋人之儀ニ付、家主御役害ニ成申品出来候ハ、早速御申聞可被成候、請人罷出埒明ケ、家主之御難儀掛不申候様ニ可仕候、借屋人も相立候

様ニ随分世話可仕事

一、家持衆中貸シ家、相応之借り人も無之明家御座候ハ、御申聞可被成候、且又借屋人望之方角有之候而、家替致度段御申聞被成候ハ、随分聞繕為御知可申間、御家主も相對之上借り請可被成候、双方勝手宣様ニ可仕候、尤是迄之通、双方相對之上御借り請相極メ候ハ、請判可仕候事

右之通、後々ニ至り相違仕間敷候、双方勝手宣様ニ可仕旨、御公儀様へ奉申上、蒙御免候上ハ、全御權威ヲ以、後々借屋支配人之様ニ毛頭仕間敷候、少ニ而も仕方悪敷御座候ハ、早速御公儀様江御訴可被成候、いか様之曲事被仰付候共、御町中へ対シ、一言之子細申間鋪候、為後日仍而如件

家請人

享保十七年十一月

誰判

何之通

御組町中

右之通相認印形仕、洛中洛外組町中江相渡可申候、願之通被為仰付候ハ、難有可奉存候、以上

この仕方書によると、洛中と洛外を区別せず、町々における家主と借屋人の便宜のために家請人制度を均質に立ち

あげたいとしている。家請人の必要性と借屋をめぐるトラブルの発生が、洛中洛外の町々全域にわたって発生しており、これに対しては、ほぼ同じ手法で解決できるという判断が出願者側にあり、また奉行所側でも同様な認識をしたということであろう。

借屋側の負担が、借屋契約時だけでなく、年五回の分割払いであるが、毎年請判料を払うという組み立てに特徴がある。しかも、借屋人の転居先の確保の約束もあるにはあるが、家主側の難義の解決、すなわち借屋の明け渡しや宿屋賃の滞納処理などといった家主側の恩典が強調されている。家持町人側に有利な借屋トラブルの解決を強調しておかないと、市中町々からの同意が得られないという出願者側の判断があったのかもしれない。

この享保十七年度の家請人制出願の結果がどうなったかは未詳である。ところが、この出願と同じような家請人制度の出願が宝暦四年にもあったようで、京都町奉行所では、触状ではないとしつつも、享保十七年度と同じように、市中各町々に対してこの出願に対する諾否を問う諮問を發している。

寛<sup>⑧</sup>

此度洛中町々借屋請之儀、請判いたし候節、為印形代表借屋之分<sup>者</sup>、壹匁三分つゝ、裏借屋之分<sup>者</sup>、銀八分つゝ、其翌年より年々五節句毎<sup>ニ</sup>、表借屋ハ錢三拾文つゝ、裏借屋ハ錢廿文つゝ、取之、惣家請人之儀引請相立度旨相願候もの有之候、左候へハ、宿料相立不申家替不仕者杯引請、及出入不申候様可仕、困窮之借屋ものへハ、其品<sup>ニ</sup>より合力等仕、渡世取統候様可致旨<sup>ニ</sup>候、尤親類縁者を相願候故、是迄家請判代出不申ものハ、相對を以、是迄之通<sup>ニ</sup>為致可申候、且又是迄家請人<sup>ニ</sup>相立、少ハ渡世之助力<sup>ニ</sup>も仕居候ものも有之候ハ、其もの之儀ハ、是迄立居候家請軒数之外<sup>ニ</sup>、軒数相増為致世話、其ものへ難儀筋無之様可仕段、申之候、然ハ町々末々之もの、勝手<sup>ニ</sup>も可相成哉、若差支之品存寄之もの有之候ハ、無遠慮其趣書付、可差出候事

戊五月

右之通、町々裏借屋等迄具<sup>ニ</sup>申聞せ、若不勝手之筋も有之、差支候品有之ハ、如何様之儀<sup>ニ</sup>而差支候と申趣書付、可差出候、此段随分かさ高<sup>ニ</sup>無之様、無急度内々<sup>ニ</sup>而承合可申候

これによると、親類縁者に頼むほかは、印形代というかたちで借屋請人となってくれる人へ礼金を払うことがかなり一般であること、家請人を引受けることで収入を得て渡世の助けとしている人々もいること、家賃の支払いができなく、しかも転居もできずに家主・借屋人双方とも困惑する事例などがあることがうかがえる。こうした状況を踏まえて、借屋惣家請人出願者は、家請人制の設立によって、家主・借屋人間のトラブルを解決し、困窮者への合力やこれまで家請人業をやってきたものへも支援もし、また親類等を頼んできた人々には家請人制に強制加入させるものでもないとしている。

享保十七年度には請判料を毎年表借屋一匁五分、裏借屋はその半額としていたのにくらべると、宝暦四年度のは、借屋契約時に表借屋一匁三分、裏借屋は八分とし、次年度から年五回分割であるが、表借屋は年額一五〇文、裏借屋一〇〇文と定めている。全体として借屋人負担は宝暦四年度が大きくなる。いずれにしても、洛中洛外の借屋状況を勘案して、家請人制が営業として成り立つという計算があつたのであろう。

宝暦四年五月の家請人制がそのまま認められたかどうか

かは不明であるが、宝暦年中に家請会所というものが出現している。

町々借屋之者共、実之親類家持無之、家請人相立候もの無之借屋もの、相对之上極之印料を取、家請ニ相立尤目印を差出シ町々向寄ニ家請会所之もの共引請ニ差配致候借屋請人差置、右引請之請状ニ候故、会所之者も致奥印候儀、先達ニ願出差免置候、然ル処、右差配之向寄之外、内証ニ印料を取、家請いたし候ものも有之由ニ候、右躰之者有之候而者紛敷、取リ不相成難義之段申出候間、以来印料を取、無縁之者之家請印形いたし間敷候

右之趣、洛中洛外へ可相触者也

午十二月二日

これは宝暦十二年十二月の京都町触である。その数はわからないものの、各地に家請会所が設置され、借屋請状発行の業務をおこなっている。しかし、縁者でもないものが、内々で印料をとって家請人の仕事をするものがあり、家請会所側からそうしたものの取り締まりについて奉行所へ願いが出されたことがわかる。この点は、宝暦四年五月出願のものでは、従来の家請業を営む者はむしろ支援をする

なっており、相違してきている。このほか、宝暦年中の家請会所にどのような問題が生じていたのか不明であるが、奉行所は宝暦十四年四月になって、その理由はまったく示さないままに、家請会所を廃止させたことを洛中洛外へ触れている。

ところが、この家請会所廃止から六年後の明和七年、またあらためて家請会所の設立を出願するものがあり、享保十七年度、宝暦四年度の例にならって、その諾否を奉行所は各町々に問うている。

町々家請人之儀、是迄相応之音物等を遣ひ、或ハ札銀等指出し、失却等多ク相懸候儀ニ付、以来洛中洛外家請人之儀、向寄くニ会所相建、右会所年寄之者へ印札を相渡置、町々へも印鑑相渡、右印札を目印いたし、家請人ニ相立、会所ニて相改、家請状ニ致奥印、右印料として、半季ニ表借屋より銀一匁五分宛、裏借屋より銀八分宛取之、家人用之節者、無滞会所へ引取、勿論懸合等も有之候ハ、是又引請埒明遣、困窮人またハ長病にて致難義、親しい等も無之ものハ、会所へ引請致、施薬等養生可致遣旨、願人有之候、右之趣ニ候得者、借屋人共勿論家主等、勝手ニも可相成儀ニ候、右の

趣、借屋人共へも具ニ為申聞、借宅人共存並家持之もの存寄之趣、兩様ニ相分、指支等申立候共、如何様之訳ニ指支と申儀、具ニ答書可指出候

一、前方右同様之願人有之、相尋候処、親類縁者を相頼候故、出銀無之段申答候町々、多分有之候得共、札銀等指出シ、家請相頼候者ともハ、音物等相送候趣相聞得候、全音物等無之相頼候儀者、稀成様子ニ候、左候得者、外ニ失却等無之相定候印料指出し、請印形相頼候方、却而勝手ニ可相成候、尤願人へも遂吟味候処、印形之外決而懸り物不相懸候段申之候、勿論願人より、公儀御益等も申立候得者、与得相考、返答可申出候

家請会所の趣旨としては、従来のものとはほとんど変化はない。むしろ料金が年額としては倍額となっているのが印象的である。困窮人や長病者を会所で引き受け施薬養生させるというのも、前回、前々回の出願と方針に大きな変化があつてのことではないと見受けられる。後段の文章からは、これまでの家請会所についての奉行所からの諮問に、町側では現金を支出しなければならない家請会所の新システムより、従来どおり親類縁者に依頼することを支持する

回答が多かったことがわかる。

この明和七年度の奉行所からの問いかけに対し、三条衣棚町北町の返答書案が知られているので、これもあげてみることにしよう。

#### 町中御返答書<sup>(1)</sup>

一、町内借宅之者共、請人印形勝手ニ相成候義、相願候者在之候ニ付、御尋難有奉存候、町内借屋共相尋候処、銘々縁者懇意之者共相頼、住居仕罷在候得<sup>者</sup>聊礼銀音物等少も相送り不申候、困窮之物共候得<sup>者</sup>出銀仕候義難敷候間、是迄之通ニ被為仰付被為下候様、御願申上クレ候様相頼候間、御返答申上候、御慈悲之上、是迄仕来候通ニ被為仰付候ハ、難有可奉存候、以上

年号月日

衣棚北町  
年 寄  
五人組  
町 中

衣棚北町の事例だけで断定はできないが、奉行所から「親類縁者を相頼候故出銀無之段申答候町々多分有之候得共」と指摘があったにもかかわらず、かさねて縁者懇意の

者の方が出費がなくてよいと申し出た町々も少なくなかったということではないだろうか。衣棚北町の返答書にもあるように、困窮している借屋人が家請会所へ毎年現銀を支払いつづけることは、容易ではない。結論からいえば、家請会所が借屋人から家請判料を毎年期日までに集金していくことは、困難なことであったに相違ないのである。明和七年度の家請会所の出願が受理されたということを示す史料も未見である。

借屋請人についてはないが、あらたに借屋引取人というものが登場し、その統制に関して、奉行所は天明二年九月十四日付で町触を発している<sup>(2)</sup>。これによると、借屋人たちが相互に引取人となり、実際に引取り問題が発生したとき、これを処理できずに混乱する事態があること、また引取人を専門に請け負う者もいることを指摘しており、今後家主たちも引取人についてはよく調べるようにと指令している。

引き取り問題というのは、借屋人の事情また家主側の都合によって、借屋を明け渡さなければならぬ時、まず借屋人の妻子・諸道具まで請人方で引き取ること、また難問の処理も引きうける作法をいい、前掲の享保十七年の史料

にも見えている。

問題が発生したときに、借屋人をとりあえず引き取るのは借屋請人の任務とされ、家請会所の出願でも、会所への引き取りに言及していた。借屋に関するトラブルの解消に引き取りの責務の励行はとくに重視されたのであろうか、十八世紀の後半からは、借屋請状とともに借屋引取証文も借屋契約時に同時に作成されるようになっていく。もちろん、借屋の請人と引取人は別々の人物である。

家請人については、京都の町の永い慣行で家持町人であればならないことが周知されていたが、新興の引取人については借屋人同士がお互いに引取人に立つ場合もあったのである。天明二年九月十四日付の町奉行所からの町触は、そのことに言及しているのである。これは、家請人が引き取りの任務から解放されたことを意味するのではなく、引取人が請人に加えて引き取りの任務を分担して負うというか、とくに引き取りの問題を中心に扱うことになったものである。このことは、秋山國三氏の『公同沿革史』上巻に紹介されている借屋請状と引取証文の事例からも明らかである。

また家請人や引取人が十九世紀において、ますます專業

化していくことについての实例は、橋西二丁目町の实例から、すでに紹介したことがあった。<sup>8)</sup>

注

- (1) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』第一卷(思文閣出版刊 一九九一年)
- (2) 『京都冷泉町文書』第一卷、四一頁。
- (3) 『京都冷泉町文書』第一卷、五四頁。
- (4) 『京都冷泉町文書』第一卷、一〇七頁。
- (5) 『京都冷泉町文書』第一卷、一〇八頁。
- (6) 『京都冷泉町文書』第一卷、一〇九頁。
- (7) 小林文広氏編『京都町式目集成』(京都市歴史資料館刊 一九九九年) 九九頁。「一かり家之物あるにおいては、御しゆく老衆へ案内申、御かてん。おいては、二百文の御樽出申へき事」とある。
- (8) 『京都町式目集成』一六二頁。
- (9) 『京都町式目集成』一六三頁。
- (10) 『京都町式目集成』三〇三頁。
- (11) 『当代記』卷三、慶長八年此年条。「史籍雜纂」第二(国書刊行会刊)、八二頁。
- (12) 鎌田道隆「京都における十人組・五人組の再検討」(『京都市歴史資料館紀要』第三号所収) 三七頁参照。
- (13) 『下柳原南半町文書』京都町触研究会編『京都町触集成』

別巻二(岩波書店刊 一九八九年)一六二頁。

(14) 『日本都市生活史料集成一』三都篇I(学習研究社刊 一九七七年)所収。なお引用の二史料は、同書一四〇頁。

(15) 『京都町式目集成』九九頁。

(16) 『京都町式目集成』三〇三頁。

(17) 『京都町触集成』別巻二、一六七頁。

(18) 同前。

(19) 『神田家記録』(『京都町触集成』別巻二、一六九〜一七〇頁)。

(20) 『三条町武内家文書』(『京都町触集成』別巻二、一七二頁)。

(21) 『京都冷泉町文書』第一巻、五八〜五九頁。

(22) 『三条町武内家文書』(『京都町触集成』別巻二、一七五〜一七六頁)。

(23) 『三条町武内家文書』(『京都町触集成』別巻二、一七六頁)。

(24) 京都市編『京都の歴史』第五巻(学芸書林刊 一九七二年)四四〜四七頁。

(25) 『京都町式目集成』二二〇頁。

(26) 『京都町式目集成』一六四頁。

(27) 『京都町触集成』別巻二、一七九頁。

(28) 同前。

(29) 『京都町触集成』別巻二、一八一頁。

(30) 同前。

(31) 『京都町式目集成』一六五頁。「諸法度相定之事」は、第一条に「先奉行廿一条」「今度九ヶ条之趣」とあることか

ら、制定されたのは、牧野佐渡守所司代の時代のものと推測される。

(32) 『京都町触集成』別巻二、一八一頁。

(33) 『妙心寺文書』(『京都町触集成』別巻二、一八二頁)。

(34) 同前。

(35) 『下本能寺前町文書』(『京都町触集成』別巻二、一八三〜一八四頁)。

(36) 『京都上京文書』(『京都町触集成』別巻二、一八九頁)。

(37) 『西村彦兵衛家文書』(『京都町触集成』別巻二、一九九頁)。

(38) 『塩屋町文書』(『京都町触集成』別巻二、二四九頁)。

(39) 同前。

(40) 『古久保家文書』(『京都町触集成』第一巻、三六九頁)。

(41) 同前、三七二頁。

(42) 『京都町式目集成』八八頁。

(43) 『京都町式目集成』一二五頁。

(44) 『京都町式目集成』二二二頁・二二三〜二二四頁。

(45) 『京都町式目集成』一七八〜一七九頁。

(46) 『京都町式目集成』二五二頁。

(47) 『京都町式目集成』三三〇頁。

(48) 『京都町式目集成』九九頁。

(49) 『京都町式目集成』二〇九頁。

(50) 『京都町式目集成』九一頁。

(51) 『京都町式目集成』二三〇頁。

(52) 『京都町式目集成』一四三〜一四四頁。

- (53) 『京都町式目集成』 六七頁。
- (54) 『京都町式目集成』 一一三頁。
- (55) 同前。
- (56) 『京都町式目集成』 九六頁。
- (57) 『京都町式目集成』 二五二頁。
- (58) 『京都町式目集成』 三三〇頁、三三三頁。
- (59) 『京都町式目集成』 三三七頁。
- (60) 『京都町式目集成』 六七頁。
- (61) 『京都町式目集成』 七一頁。
- (62) 同前。
- (63) 『京都町式目集成』 九九頁。
- (64) 『京都町式目集成』 一六二頁。
- (65) 『京都町式目集成』 三〇三頁。
- (66) 『京都町式目集成』 三〇六頁。
- (67) 『京都町式目集成』 三三〇頁。
- (68) 『京都町式目集成』 二五二頁。
- (69) 『京都町式目集成』 八八頁。
- (70) 『京都町式目集成』 別巻二、二四九頁。
- (71) 『京都町式目集成』 六七頁。
- (72) 『京都町触集成』 第一巻、四一六頁。
- (73) 『京都町式目集成』 一〇〇、一〇一頁。
- (74) 『京都町式目集成』 九六頁。
- (75) 『京都町式目集成』 三三八頁。
- (76) 『京都町式目集成』 二八九頁。

- (77) 『京都町式目集成』 一六二頁。
- (78) 『京都町式目集成』 八九頁。
- (79) 『京都町式目集成』 八二頁。
- (80) 『京都町式目集成』 二二五頁。
- (81) 『京都町式目集成』 二五三頁。
- (82) 『京都町式目集成』 三三〇頁。
- (83) 『京都町式目集成』 二二二頁。
- (84) 『京都町触集成』 第二巻、一七六、一七七頁。
- (85) 『京都町触集成』 第二巻、一七九、一八〇頁。
- (86) 秋山國三氏『公同沿革史』上巻(昭和十九年刊)二六七頁では、この計画があったことを述べ、「市民の反対に逢って実現しなかった」としている。なお、秋山氏は同書中「借屋の手続」という項目をたてて、二六四頁から二七一頁にわたり、京都の借屋問題を取りあげている。
- (87) 『京都町触集成』 第三巻、三六一、三六二頁。
- (88) 『京都町触集成』 第四巻、二一八頁。
- (89) 『京都町触集成』 第四巻、三〇五頁。家請会所禁止令は左のとおりである。  
町々借屋之者共、実々親類家持無之、家請人ニ相立もの、  
相対之上家受ニ相立候儀、家請会所へ相届可致旨、先  
達而相触置候得共、此度右会所相止させ候間、此旨洛中  
洛外不洩様可申通事  
申四月
- (90) 『京都町触集成』 第五巻、九一、九三頁。

(91) 『京都町触集成』第五卷、九三頁。

(92) 『京都町触集成』第六卷、二二三～二三三頁。

近来、借屋人共相互ニ引取人ニ相立罷在、懸り合引取候節差支、彼是甚紛敷いたし形、不埒ニ候、以来相互ニ引取人ニ立候儀、堅致間敷候。此外所々ニ引取ニ相立、渡世同前ニいたし罷在もの有之趣相聞也。是亦不埒候間、向後右躰之儀致間敷候、尤家主共儀も、兼而心を付、引取人之儀入念取之候様可致候

右之通相触候上者、以来右躰之儀有之候ハ、急度咎可申付候間、此旨洛中洛外裏借屋ニ至迄、不洩様可相触も

の也

寅九月十四日

(93) 鎌田道隆『上京橋西二丁目借家事情』（『京都市史編さん通信』第一二一・一二二・一二三・一二四号、一九七九年六月～九月）